千葉市告示第１０６９号

道路の供用の開始

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉市建設局土木部路政課において、令和７年１２月１１日から２週間一般の縦覧に供します。

令和７年１２月１１日

千葉市長　神　谷　俊　一

路　線　名	供　用　開　始　区　間	供　用　開　始　期　日
市道 大草町３６号線	若葉区千城台南三丁目2番2から 若葉区大草町849番5まで	令和７年１２月１１日